

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

1 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

- (1) 実施時期 令和3年10月から令和4年1月まで実施
- (2) 一般監査(実地監査)

区 分	法人数	実施数	一般監査 実施率(%)	文書指摘 法人数	文書指摘 率(%)	R2 文書 指摘率(%)
一般法人	31	10	32.3	0	0	50.0
社会福祉協議会	1	0	0	0	0	0
合 計	32	10	31.3	0	0	45.5

※当初一般法人11法人に監査を実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、うち1法人は令和4年度へ実施を延期することとした。

- (3) 特別監査 実施なし
- (4) 指導監査の実施体制

「浜田市社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき、地域福祉課が2名から3名体制で実施した。

(5) 指導監査における留意事項(実施方針)

令和3年度の指導監査にあたっては、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、社会福祉法人の適正な運営の確保を図るため、特に次の事項に留意して実施した。

また、社会福祉法の改正に的確に対応しているか、社会福祉法人指導監査要綱(平成29年4月27日付け厚生労働省三局長通知)の別紙として示されている「指導監査ガイドライン」に基づき実施した。

【留意事項】

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ② 入所者・利用者の権利及び人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③ 職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④ 社会福祉法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

(6) 監査指摘基準

社会福祉法の改正に伴い、国の指導監査ガイドラインが定められ、監査指摘基準が下記のとおりとされている。

- ① 文書指摘(改善状況の報告を求めるもの)
国の指導監査ガイドラインの指摘基準に該当する場合
- ② 口頭指摘
上記指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わ

なくても改善が見込まれる場合

③ 助言

上記指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するものと考えられる事項

2 社会福祉法人の指導監査結果の概要

(1) 一般監査の実施結果

① 監査を実施した法人については、法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。

② 今年度は、いずれの法人においても文書指摘を要する改善事項は認められなかった。

口頭指摘及び助言とした事項は、改善報告は求めないが、今後、是正又は改善を図るよう文書で通知した。併せて、前回監査の指摘事項については、改善状況の確認を行った。

3 令和3年度の主な指摘事項

(1) 文書指摘及び口頭指摘件数

指摘事項	文書指摘 件数	口頭指摘 件数	合計	R2 文書 指摘件数
定 款	0	0	0	0
評議員・評議員会	0	2	2	3
理事・監事・理事会	0	3	3	4
報 酬	0	0	0	0
会計管理	0	3	3	0
公表、苦情処理、登記等	0	0	0	0
計	0	8	8	7

(2) 文書指摘及び口頭指摘の内容

《評議員・評議員会》

- ・ 評議員選任・解任委員会の委員の任期については、「R3.3.23」の理事会選出を始期とする
と、規程による4会計年度の最終に係る定時評議員会はR6年開催の定時評議員会であるた
め、任期については是正すること。(評議員選任・解任委員会運営規程第4条)
- ・ 評議員の就任承諾書について、書類の完備を徹底すること。(社会福祉法第45条の14)

《理事・監事・理事会》

- ・ 理事会の決議には、決議に特別の利害関係を有する理事が加わることができないため、その確
認については原則として議事録で行うものであるが、議案について特別の利害関係を有する
場合には、法人に申し出ることを定めた通知を発出した場合や、理事の職務の執行に関する法
人の規程に、決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定め
ている場合は、個別の議案の議決の際に法人で改めてその確認を行う必要はないことに留意
すること(社会福祉法第45条の14第5項)。
- ・ 一部議事録について、議題誤りがあったため修正されたい。(法第45条の14第6項、定款第
38条)

- ・ 理事会の議事録等について、書類の完備を徹底すること。(社会福祉法第 45 条の 14)

《会計管理》

- ・ 契約手続きについて、経理規程に基づき、価格による随意契約の場合は複数事業者の見積もりを徴すること。

なお、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」の通知内容に留意した取扱いをされたい。(平成 29 年 3 月 29 日 雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号)